



# 熊本県公報

号外 第 2 3 号  
平成 27 年 4 月 3 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 登 載 依 頼

- 熊本県議会議員一般選挙の選挙期日等…………… (選挙管理委員会) 1
- 熊本県議会議員一般選挙の投票用紙の様式…………… ( " ) 1
- 熊本県議会議員一般選挙のポスター掲示場にポスターを掲示することができる日…………… ( " ) 2
- 熊本県議会議員一般選挙の実費弁償及び報酬の最高額…………… ( " ) 2
- 熊本県議会議員一般選挙の開票の事務と選挙会の事務を併せて行わない旨の告示…………… ( " ) 3
- 熊本県議会議員一般選挙の選挙長及び選挙長職務代理者…………… ( " ) 3
- 熊本県議会議員一般選挙の選挙会の場所及び日時…………… ( " ) 3
- 熊本県議会議員一般選挙及び熊本市議会議員一般選挙における投票及び開票の順序…………… ( " ) 4
- 熊本県議会議員一般選挙の選挙公報の掲載順序を決定するくじを行う場所及び日時の決定…………… ( " ) 5

### 登 載 依 頼

#### 熊本県選挙管理委員会告示第 19 号

平成 27 年 4 月 29 日に任期が満了する熊本県議会議員一般選挙を、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成 26 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり執行する。

平成 27 年 4 月 3 日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

- 1 選挙期日 平成 27 年 4 月 12 日
- 2 選挙区及び選挙すべき議員の定数
- (1) 熊本県議会議員一般選挙

選挙区名	議員定数	選挙区名	議員定数
熊本市第一	1 2	上天草市	1
熊本市第二	5	宇城市・下益城郡	2
八代市・八代郡	4	阿蘇市	1
人吉市	1	合志市	1
荒尾市	2	玉名郡	1
水俣市	1	菊池郡	2
玉名市	2	阿蘇郡	1
天草市・天草郡	3	上益城郡	2
山鹿市	2	葦北郡	1
菊池市	1	球磨郡	2
宇土市	1		

#### (2) 熊本市議会議員一般選挙

選挙区名	議員定数	選挙区名	議員定数
中央区	1 1	南区	8
東区	1 3	北区	1 0
西区	6		

#### 熊本県選挙管理委員会告示第 20 号

熊本県公職選挙執行規程（平成 12 年熊本県選挙管理委員会告示第 15 号）第 24 条の

規定に基づき、平成27年4月12日執行の熊本県議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。  
平成27年4月3日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名	<p style="text-align: center;">平成二十七年執行 熊本県議会議員一般選挙投票</p> <p style="text-align: center;">○注 意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。  <small>こうほしやしめい</small> <small>らんない</small> <small>ひとりか</small></p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。  <small>こうほしやしめい</small> <small>もの</small> <small>しめい</small> <small>か</small></p>	熊本県選 挙管理委 員会之印
----------------------------------	--	----------------------

- 備 考
- 1 規格は、縦13センチメートル、横9センチメートルとする。
  - 2 紙の色は、クリーム色とする。
  - 3 文字は、黒色とする。
  - 4 「熊本県選挙管理委員会之印」は刷り込みとする。

熊本県選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第7項の規定に基づき、平成27年4月12日執行の熊本県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することのできる日を次のとおり定める。

平成27年4月3日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

平成27年4月3日

熊本県選挙管理委員会告示第22号

平成27年4月12日執行の熊本県議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第197条の2第1項及び第2項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労働者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員並びに専ら選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額を次のとおり定める。

平成27年4月3日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

- 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額  
 イ 鉄道貨 鉄道旅行について、路程に  
 ロ 船 貨 水路旅行について、路程に  
 ハ 車 貨 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に  
 等により算出した実費額  
 等により算出した実費額  
 等により算出した実費額

- ニ 宿泊料 (食料2食分を含む。) 1夜につき12,000円
- ホ 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円
- ヘ 茶菓料 1日につき500円
- 2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額
  - イ 基本日額 10,000円
  - ロ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割
- 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額
  - イ 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ1のイ、ロ及びハに掲げる額
  - ロ 宿泊料(食料を除く。) 1夜につき10,000円
- 4 選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬の額
  - イ 選挙運動のために使用する事務員 1人1日につき10,000円
  - ロ 専ら同法141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1人1日につき15,000円
  - ハ 専ら手話通訳のために使用する者 1人1日につき15,000円

熊本県選挙管理委員会告示第23号

平成27年4月12日執行の熊本県議会議員一般選挙における選挙会の区域と開票区の区域が同一である選挙区において、開票の事務を選挙会の事務に併せて行わないので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第79条第2項の規定に基づき告示する。  
平成27年4月3日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松永榮治

熊本県選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第75条第3項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第80条第1項の規定に基づき、平成27年4月12日執行の熊本県議会議員一般選挙における選挙長及び選挙長に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を代理すべき者を次のとおり選任する。  
平成27年4月3日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松永榮治

選挙区名	選挙長		選挙長職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
熊本市第一	熊本市中央区京町1丁目7番19号	田代 芳郎	熊本市東区画図町大字重富735番地33	馬場 啓
熊本市第二	熊本市東区東本町21番4-501号	佐々木 亮	熊本市南区砂原町346番地3	西岡 博
八代市・八代郡	八代市大福寺町2583番地	西村 壽美雄	八代市本町四丁目8番12号	木田 哲次
人吉市	人吉市大畑町4013番地	久保田 陸雄	人吉市南町3番地23	中村 則明
荒尾市	荒尾市本井手867番地	森田 英之	荒尾市川登1863番地80	木下 勝義
水俣市	水俣市旭町1丁目1番3号	松田 喜正	水俣市陣内1丁目13番6号	大石 健一
玉名市	玉名市片諏訪285番地3	川本 徳人	玉名市横島町横島10766番地2	川原 守
天草市・天草郡	天草市本渡町広瀬191番地	堀田 真載	天草市久玉町284番地6	川邊 榮喜
山鹿市	山鹿市鹿央町岩原1500番地3	吉良 節哉	山鹿市鹿本町高橋389番地1	山品 久則
菊池市	菊池市旭志新明2688番地2	中村 道夫	菊池市七城町甲佐町13番地14	古閑 昭二郎
宇土市	宇土市本町二丁目35番地	須藤 潤一	宇土市城塚町610番地4	松本 幹夫
上天草市	上天草市大矢野町上5536番地	和田 好正	上天草市大矢野町上1170番地1	本田 善生
宇城市・下益城郡	宇城市不知火町松合801番地1	田尻 靖治	宇城市松橋町西下郷437番地	上田 盛雄
阿蘇市	阿蘇市波野大字赤仁田415番地	佐藤 照司	阿蘇市赤水405番地1	菊池 忠孝
合志市	合志市御志1656番地134	木下 政治	合志市須屋2041番地	吉田 民雄
玉名郡	玉名市岩崎678番1号	谷口 誠	熊本市中央区琴平本町5番57号	岡村 英治
菊池郡	菊池市北宮327番地1	野尾 晴一朗	熊本市北区植木町岩野1051番地5	井上 敏次
阿蘇郡	阿蘇市一の宮町宮地4555番地86	藤本 正浩	菊陽町光の森1丁目11番地5	永江 昌二
上益城郡	上益城郡御船町木倉1059番地10-301	三輪 孝之	熊本市東区東京塚町4番24号	板橋 麻里
葦北郡	葦北郡芦北町大字花岡1658番地15	宮本 正	葦北郡芦北町大字佐敷478番地2	林田 孝二
球磨郡	人吉市西間下町134番地の1	手嶋 章人	人吉市西間上町2486番地の1	中川 博文

熊本県選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第77条第1項及び同法第78条の規定に基

つき、平成27年4月12日執行の熊本県議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成27年4月3日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

選挙区名	場所		時間
熊本市第一	熊本市役所本庁舎	熊本市中央区手取本町1番1号	平成27年4月14日午後1時45分
熊本市第二	熊本市役所本庁舎	熊本市中央区手取本町1番1号	平成27年4月14日午後2時
八代市・八代郡	八代市千丁支所	八代市千丁町新牟田1502番地1	平成27年4月14日午後2時
人吉市	人吉市役所別館	人吉市西間下町118番地	平成27年4月14日午後2時
荒尾市	荒尾市役所	荒尾市宮内出目390番地	平成27年4月14日午後2時
水俣市	水俣市役所	水俣市陣内1丁目1番1号	平成27年4月14日午後2時
玉名市	玉名市役所	玉名市岩崎163番地	平成27年4月14日午後2時
天草市・天草郡	天草市役所	天草市東浜町8番1号	平成27年4月14日午後2時
山鹿市	山鹿市役所	山鹿市山鹿987番地3	平成27年4月14日午後2時
菊池市	菊池市役所庁舎	菊池市隈府888番地	平成27年4月14日午後2時
宇土市	宇土市役所別館	宇土市浦田町51番地	平成27年4月14日午後2時
上天草市	上天草市役所大矢野庁舎	上天草市大矢野町上1514番地	平成27年4月14日午後2時
宇城市・下益城郡	宇城市役所本館	宇城市松橋町大野85番地	平成27年4月14日午後2時
阿蘇市	阿蘇市役所	阿蘇市一の宮町宮地504番地1	平成27年4月14日午後2時
合志市	合志市役所合志庁舎	合志市竹迫2140番地	平成27年4月14日午後2時
玉名郡	熊本県玉名総合庁舎	玉名市岩崎1004番地の1	平成27年4月14日午後2時
菊池郡	熊本県菊池総合庁舎別館	菊池市隈府1272番地10	平成27年4月14日午後2時
阿蘇郡	熊本県阿蘇総合庁舎	阿蘇市一の宮町宮地2402番地	平成27年4月14日午後2時
上益城郡	熊本県上益城総合庁舎	上益城郡御船町辺田見396番地の1	平成27年4月14日午後2時
葦北郡	熊本県芦北総合庁舎	葦北郡芦北町大字芦北2670番地	平成27年4月14日午後2時
球磨郡	熊本県球磨総合庁舎	人吉市西間下町86番地の1	平成27年4月14日午後2時

#### 熊本県選挙管理委員会告示第26号

平成27年4月12日執行の熊本県議会議員一般選挙及びこれと同時に行われる熊本市議会議員一般選挙における投票及び開票の順序を次のとおり定める。

平成27年4月3日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

- 1 投票の順序
  - (1) 熊本県議会議員選挙
  - (2) 熊本市議会議員選挙
- 2 開票の順序
  - (1) 熊本県議会議員選挙
  - (2) 熊本市議会議員選挙

**熊本県選挙管理委員会告示第27号**

熊本県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成26年熊本県条例第67号）第2条の規定により発行する選挙公報の候補者の氏名等の掲載の順序を決定するくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成27年4月3日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

- 1 場 所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁内 熊本県選挙管理委員会
- 2 日 時 平成27年4月3日 午後6時